

# 公的研究費の不正使用防止計画

一般財団法人日本きのこセンター

平成 28 年 2 月 1 日

## 1. 目的

一般財団法人日本きのこセンターにおける公的研究費の不正使用の防止等に関する規則第5条に基づき、一般財団法人日本きのこセンター（以下「本財団」という。）における公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費の不正使用を防止することを目的として策定し実施する。

## 2. 不正防止等規則の具体的内容

### 本財団内の責任体系の明確化

#### ①最高管理責任者

- ・ 理事長
- ・ 全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ・ 統括管理責任者及び管理責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように適正にリーダーシップを発揮し、不正防止計画を策定及び周知するとともに、実施のために必要な措置を講じなければならない。

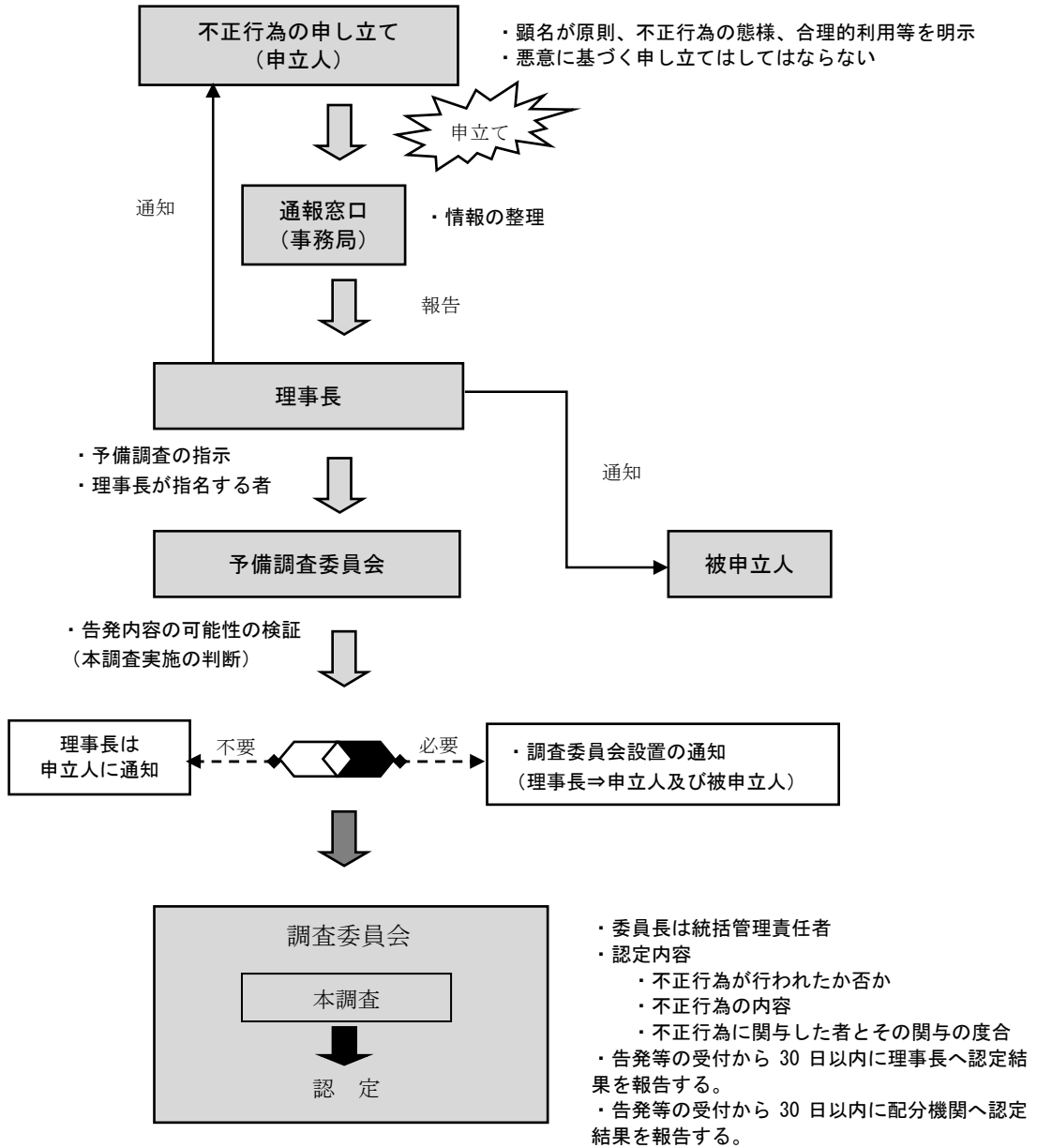
#### ②統括管理責任者

- ・ 菌蕈研究所長
- ・ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について菌蕈研究所（以下「研究所」という。）全体を統括する実質的な権限と責任をもつ。
- ・ 不正防止対策体制を統括する責任者として不正防止計画に基づき、研究所の具体的実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

#### ③管理責任者

- ・ 統括管理責任者が指名する職員
- ・ 研究所における公的研究費の運営・管理について実質的な権限と責任をもつ
- ・ すべての公的研究費の運営・管理状況を把握し、適切な執行に努めるため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - 一 研究所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
  - 二 研究所の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
  - 三 研究所の構成員が適切に公的研究費の管理・施行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて構成員に対し改善を指導すること。

## 一般財団法人日本きのこセンターにおける 研究活動の不正行為に関する取扱



**関係者は、不正行為の調査に関して、秘密保持の徹底を行うこと**

## 一般財団法人日本きのこセンターにおける研究費等の運営・管理体制

